

九防企地第4866号
令和4年5月23日

鹿屋市長
中西 茂 殿

九州防衛局長
伊藤 哲也
(公印省略)

米軍無人機の一時展開に関する質問書について (回答)

貴職におかれましては、平素より、防衛行政に対しご理解とご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、鹿政第289号（令和4年2月18日）により要望された標記について、別紙のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

添付書類：別紙

鹿屋市からの質問事項

防衛省からの回答

1. 現地調査について

Q 1. 民間業者による対応可能性を確認するための必要な調査は基地外において実施するとしていますが、

Q 1-1 基地外の「宿泊」については具体的にどのような調査を行いますか。

Q 1-2 // 「食事」については具体的にどのような調査を行いますか。

Q 1-3 // 「洗濯」については具体的にどのような調査を行いますか。

Q 1-4 // 「医療」については具体的にどのような調査を行いますか。

Q 1-5 // その他で予定している調査項目がありますか。あれば具体的にどのような調査を行いますか。

本年2月から3月にかけて実施した調査においては、基地外の民間業者の対応可能性を確認するため、

- ・ 宿泊については、鹿屋航空基地までの距離や周辺環境を含めた施設の立地、部屋の形態等の提供サービス内容や価格、駐車場の規模など
- ・ 食事については、メニューなどの提供サービス内容や価格、提供可能な食数の規模、配達可能地域など
- ・ 洗濯については、生活拠点の周辺で利用可能な洗濯サービスの有無やその対応可能性や価格などの確認を行いました。

その他米軍の活動を支える項目としては、例えば、

- ・ 車両については、一般車両及びクレーン車に係る提供可能サービスの有無など
- ・ 輸送については、物資等を鹿屋航空基地まで輸送するため利用可能な業者の有無やサービス内容など
- ・ オフィス備品については、提供可能な業者の有無やサービス内容、備品の種類、価格などの確認を行いました。

Q 2. 基地外の調査は誰が、どのような方法等で行いますか。

※調査者：防衛省又は米軍関係者など
方法：訪問、電話、メールなど

2月24日以降、鹿屋周辺の民間業者の方を対象に、鹿屋市外の所属地（横田）から、在日米軍関係者が電話により問合せを行いました。具体的には、それぞれの業者の方が取り扱っておられる商品やサービスの内容や対応可能な規模等の確認をさせていただき、必要に応じて現地調査に際しての面会をお願いなどをさせていただきました。

2月から3月にかけて実施した現地調査におきましては、民間業者への電話・メール等による問合せに加え、実際の施設や設備、物品の状況確認及び提供サービスに関する細部確認のため、対面による調整も実施しました。

Q 3. 現地調査はいつまでに完了させますか。その結果はいつ、どのような方法で地元の説明しますか。

Q 4. 現地調査は複数回行うとありますが、どのような場合に複数回行いますか。

現地調査については、在日米軍及び防衛省関係者による基礎的調査を2月28日から3月4日まで行い、その後、米本国関係者の参加を得た細部・専門的な調査を3月14日から18日まで実施しました。

調査の結果については、5月23日に岩本防衛大臣政務官から貴市市長及び市議会議長に対し説明させていただきましたが、今後も、貴市の御意向も伺いながら丁寧に説明させていただく考えです。

鹿屋市からの質問事項	防衛省からの回答
<p>Q 5. 現地調査には、米軍要参加するとのことですが、米軍の所属、滞在期間、滞在先、滞在人数、新型コロナウイルス対策は、どうなっていますか。</p>	<p>2月28日から3月4日まで実施した基礎的調査については、在日米軍から7名の要員が参加しました。当該基礎的調査は、防衛省日米防衛協力課企画官を筆頭とする日米の実務者により実施しました。また、現地調査初日には、防衛省日米防衛協力課長及び在日米軍司令部政策・計画部長も参加しました。</p> <p>3月14日から18日まで実施した細部・専門的な調査については、在日米軍及び米本土から、28名が参加しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策については、常時マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒といった基本的な感染防止対策に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査出発前の参加者全員の検査による陰性確認、 ・ 移動に際しての公共交通機関の不利用、 ・ 基地内での食事・宿泊など、 <p>感染症対策を万全に講じた上で調査を実施しました。</p> <p>また、日本国外から本調査に参加した要員については、全員がワクチンを3回接種し、米国出国前と日本入国後の検査（※）を実施の上、現地調査出発前の検査等の感染症対策を行いました。</p> <p>※ 出国前72時間以内、入国後24時間以内</p>
<p>Q 6. 現地調査の計画内容や調査結果については公表しますか。</p>	<p>調査の結果については、5月23日に岩本防衛大臣政務官から貴市市長及び市議会議長に対し説明させていただきましたが、今後も、貴市の御意向も伺いながら丁寧に説明させていただく考えです。</p>

鹿屋市からの質問事項	防衛省からの回答
２．鹿屋航空基地への一時展開について	
<p>Q 1. 展開先として、鹿屋航空基地を検討している理由は具体的に何ですか。</p>	<p>例えば、昨年１０月の中露艦艇１０隻による大隅海峡通峡にも見られるように、中国は我が国周辺海空域における活動を急速に拡大・活発化させています。このような周辺国の動向を踏まえると、我が国及び日米同盟にとって、我が国周辺における情報収集態勢の強化は、我が国の防衛上ますます深刻かつ喫緊の課題となっています。米軍無人機MQ-9の一時展開についても、情報収集態勢の強化策の一環として、日米両政府が検討を行っているものです。</p> <p>MQ-9は、我が国に一時展開することとなった場合、東シナ海を中心とする我が国周辺海域における情報収集活動を行うこととなります。</p> <p>このような認識の下、日米両政府間で、①東シナ海を中心とする我が国周辺海域における情報収集活動を適切に行うための位置関係、②情報収集活動における米軍と自衛隊との連携強化の重要性など、様々な観点から検討した結果、初度的な評価として、鹿屋航空基地への展開が最適であると判断したものです。</p> <p>その上で、鹿屋航空基地において基地インフラ、飛行場の状況、活動基盤などに関する現地調査を本年２月から３月にかけて実施し、また、その後の日米間での検討の結果、鹿屋航空基地におけるMQ-9の安定的な運用は可能との判断に至ったので、防衛省として、鹿屋航空基地にMQ-9を一時展開させていただきたいと考えています。</p>
<p>Q 2. なぜ、鹿屋航空基地以外を検討しないのですか。他の自衛隊基地でも一時展開は可能なのではないですか。</p>	<p>まず、我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中、防衛省・自衛隊は南西地域の防衛体制の強化に取り組んできています。例えば、常時警戒態勢の強化などのため、新型護衛艦（F FM）やE-2D早期警戒機を整備するほか、長崎県相浦における陸上自衛隊水陸機動団（2018年）や、鹿児島県奄美大島における陸上自衛隊奄美警備隊（2019年）など、部隊の新編等も順次行っています。</p> <p>その上で、今般のMQ-9の一時展開については、前述したとおり、日米両政府間で、①東シナ海を中心とする我が国周辺海域の情報収集活動を適切に行うための位置関係、②情報収集活動における米軍と自衛隊との連携強化の重要性など、様々な観点から検討した結果、初度的な評価として鹿屋航空基地への展開が最適であると判断し、その後実施した現地調査、また、その後の日米間での検討の結果、鹿屋航空基地におけるMQ-9の安定的な運用は可能との判断に至ったので、防衛省として、鹿屋航空基地にMQ-9を一時展開させていただきたいと考えています。</p> <p>鹿屋航空基地以外の自衛隊基地や米軍施設・区域についても、日米両政府間で検討を行いました。検討対象となった鹿屋航空基地以外の具体的な自衛隊基地や米軍施設・区域、それらの基地に係る評価については、米側との関係もあり、また、個々の基地の能力等が明らかになるおそれがあるため、お答えできないことを御理解ください。</p>
<p>Q 3. 今回の一時展開は米軍再編に伴うものですか。</p>	<p>今般検討している米軍無人機MQ-9の日本への一時展開は、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき実施されている米軍再編に伴う事業として検討されているものではありません。</p>
<p>Q 4. 今回の一時展開と「空中給油機KC-130の鹿屋航空基地におけるローテーション展開に関する協定」との関係性については、どのように捉えていますか。</p>	<p>「空中給油機KC-130の鹿屋基地におけるローテーション展開に関する協定」については、空中給油機KC-130の鹿屋航空基地におけるローテーション展開に関し、取り決めたものであり、それ以外には直接関係しないとの見解を、協定締結当事者間で確認しました。</p> <p>いずれにしても、引き続き、今般のMQ-9の鹿屋航空基地への一時展開について、貴市の御意見も伺いながら、丁寧に対応させていただき考えです。</p>

鹿屋市からの質問事項	防衛省からの回答
<p>Q5. 鹿屋市は空中給油機KC-130訓練を受け入れています。市民に更なる負担を強いるのですか。</p>	<p>鹿屋市の皆様に、鹿屋航空基地における空中給油機KC-130のローテーション展開を受け入れていただいていることに対し、防衛省としてあらためて御礼申し上げます。 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、MQ-9が鹿屋航空基地に一時展開することになれば、日米同盟の情報収集能力の向上につながり、鹿屋航空基地を含む我が国の平和と安全に寄与するものです。 今後とも、地元の皆様からの御意見も伺いながら、丁寧に説明をし、御理解をいただけるよう努めてまいります。</p>
<p>Q6. 九州防衛局による鹿屋市への説明(1/27)では、今後の具体的なスケジュールは未定とする一方、「スピード感をもって取り組みたい」とありました。また1/28には、防衛大臣が「検討を加速したい」と発言しています。地元の説明し、理解を得るための時期及び期間をどのように考えていますか。</p>	<p>例えば、昨年10月の中露艦艇10隻による大隅海峡通峡にも見られるように、中国は我が国周辺海空域における活動を急速に拡大・活発化させています。このような周辺国の動向を踏まえると、我が国及び日米同盟にとって、我が国周辺における情報収集態勢の強化は、我が国の防衛上ますます深刻かつ喫緊の課題となっています。MQ-9の一時展開についても、情報収集態勢の強化策の一環として、日米両政府が検討を行っているものです。 御質問の「スピード感をもって取り組みたい」、「検討を加速したい」とは、このような喫緊の課題である情報収集態勢の強化について貴市に対して説明させていただき以上、日米両政府自身が取り組むべき必要な調査や検討については、責任をもって速やかに行っていく所存であるとの考えを述べたものです。 その上で、防衛省としては、貴市に対して丁寧に説明させていただき、また、貴市の御意見も伺いながら、御理解をいただけるよう努めてまいります。</p>
<p>Q7. 今後、どのようなスケジュールで進めようとしているのですか。具体的な時期は、いつですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査に関する本市への説明の時期、内容 ・ 現地調査の時期、期間 ・ 市議会、市民等への説明の時期、方法 ・ MQ-9のデモフライトの時期、内容 ・ 日米及び日米間での手続きの時期、内容 ・ 一時展開の開始時期、期間 など 	<p>現地調査については、以下の通り実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 2月28日から3月4日まで：在日米軍及び防衛省関係者による基礎的調査 ② 3月14日から18日まで：米本国関係者の参加を得た細部・専門的な調査 <p>その上で、現地調査やその後の日米間の検討の結果、及び一時展開の概要について、5月23日に岩本防衛大臣政務官から貴市市長及び市議会議長に対し説明させていただきました。 市議会・市民の皆様等への説明の時期・方法については、貴市の御意見を伺いながら、できる限り丁寧に対応させていただき考えです。 MQ-9のデモフライトにつきましては、米軍におけるMQ-9の運用を考えると、現時点では、一時展開前に鹿屋航空基地においてこれを行うことは困難と考えていますが、防衛省としては、鹿屋における原寸大模型の展示の可能性など、できる限り丁寧な対応をさせていただき考えです。</p>
<p>Q8. 地元の理解が得られないまま、鹿屋航空基地への一時展開を進めることがありますか。</p>	<p>防衛省としては、自衛隊や米軍の活動については、地元自治体の御理解が重要であると考えております。 今般のMQ-9の鹿屋航空基地への一時展開についても、地元の皆様からの御意見も伺いながら、丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めてまいります。</p>
<p>Q9. 仮に鹿屋航空基地に一時展開する場合、 Q9-1 一時展開の期間はどのようになりますか。また、その期間をどのように担保しますか。</p>	<p>MQ-9の一時展開の期間については、本年7月頃から1年間であることを日米間で確認しており、日米間で運用に必要な準備が整い次第、速やかに開始したいと考えています。</p>

鹿屋市からの質問事項	防衛省からの回答
<p>Q9-2 展開する米軍部隊の所属、人数、MQ-9の機数など部隊の規模はどうなりますか。部隊の家族も同行可能とするのですか。</p>	<p>鹿屋航空基地には、8機のMQ-9が一時展開することを想定しています。また、MQ-9の運用に伴い、150～200名程度の米軍関係者が、一時的に鹿屋航空基地に配置されることを想定しています。加えて、MQ-9は米空軍戦闘コマンドに所属する部隊です。なお、今般の展開は一時的なものであり、米側からは原則として家族の帯同は想定していないと聞いています。</p>
<p>Q9-3 警戒監視を行う地理的範囲はどのようになりますか。</p>	<p>MQ-9は、我が国に一時展開することとなった場合、東シナ海を中心とする我が国周辺海域における情報収集活動を行うこととなります。情報収集活動を実施する地理的範囲についてこれ以上の詳細を明らかにすると、周辺国に対し日米の情報収集活動の手の内を明らかにすることになってしまうため、これ以上の詳細についてはお答えできないことを御理解ください。</p>
<p>Q9-4 警戒監視はどのような対象物を、どのような方法で行いますか。</p>	<p>MQ-9は、我が国周辺海域において活動する艦艇や船舶を、光学センサーや赤外線センサーに加え、昼夜問わず、また悪天候においても観測可能な合成開口レーダーを含む、各種センサー等を用いて情報収集することとなります。これらの多種・高性能センサーを活用することにより、夜間も含め、広範囲な海域における艦艇・船舶の所在を把握することが可能であり、また、乗員の甲板上での行動といった、不審な艦艇・船舶の活動の把握が可能です。情報収集の対象物や方法に関するこれ以上の詳細については、日米の情報収集活動の手の内や装備品の能力を明らかにすることになってしまうため、お答えできないことを御理解ください。</p>
<p>Q9-5 鹿屋航空基地において米軍訓練が頻繁に行われ、基地使用が常態化するのではないのですか。</p>	<p>MQ-9が鹿屋航空基地に一時展開することに伴い、それ自体によって米軍の訓練が増えることになるとは考えておりません。</p>
<p>Q10. なぜ、地元の説明する前に報道機関に情報を流すのですか。地元の理解を得て進めたいとの九州防衛局の発言と矛盾していると思いますがどうですか。今後もこのようなことがあるのですか。</p>	<p>防衛省としては、我が国周辺における情報収集態勢の強化は、我が国の防衛上の深刻かつ喫緊の課題との認識の下、米国政府との間で、MQ-9の一時展開について検討を行ってまいりました。防衛省としましては、検討が進捗した適切な段階において、貴市と鹿児島県に対し説明させていただくことを考えておりましたが、先般、貴市に対する説明に先立って、本件についての報道がなされてしまいました。このことは、防衛省の意図したものではありません、貴市に対してお詫び申し上げます。今後、このようなことのないよう、業務を進めてまいります。防衛省としては、自衛隊や米軍の活動については、地元自治体の御理解が重要であると考えております。MQ-9の鹿屋航空基地への一時展開についても、地元の皆様からの御意見も伺いながら、丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めてまいります。</p>
<p>Q11. これまでの南日本新聞の報道内容（主に1/25、1/27、1/29）の事実関係は、どうなっていますか。</p>	<p>MQ-9の一時展開に係る概要については、本回答書に記載したとおりですが、引き続き、地元の皆様からの御意見も伺いながら、丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めてまいります。</p>

鹿屋市からの質問事項

防衛省からの回答

Q12. 馬毛島への自衛隊基地・FCLP施設整備との関係は、どうなっていますか。

馬毛島における自衛隊施設とは、別途検討されているものです。

鹿屋市からの質問事項	防衛省からの回答
Q13. 住民への説明は、どのように行いますか。	防衛省としては、MQ-9の一時展開に関して、地元の皆様のご理解をいただけるよう、住民の皆様に対する説明会も実施させていただく考えです。
Q14. 防衛省は、新聞報道があつてから説明に来ましたが、報道が無ければ、いつ地元の説明を予定していたのですか。現地調査や一時展開を地元説明しないで、進めるつもりでしたか。	先般、貴市に対する説明に先立って、本件についての報道がなされてしまったことに対し、あらためてお詫び申し上げます。防衛省としましては、検討が進捗した適切な段階、当然のことながら今般実施した現地調査に先立つ段階において、貴市と鹿児島県に対し説明させていただくことを考えておりました。防衛省としては、自衛隊や米軍の活動については、地元自治体の御理解が重要であると考えております。MQ-9の鹿屋航空基地への一時展開についても、地元の皆様からの御意見も伺いながら、丁寧に説明し、御理解をいただけるよう努めてまいります。
Q15. 偵察部隊ということですが、攻撃型へ移行できる部隊ですか。	我が国への一時展開を検討しているMQ-9は、あくまで海洋における情報収集を任務としており、そのための形態に変更されています。武器を搭載することはなく、攻撃任務を実施することはできません。このような形態の変更には相当の時間を要するものであり、我が国への展開期間中に機体の形態を変更することはできないことを米側にも確認しています。
Q16. 一時展開ということですが、米軍が共同使用する基地ということになるのですか。	今回のMQ-9の鹿屋航空基地への一時展開に際しての手続については、現在調整中です。
Q17. 一時展開とのことですが、横田基地は一時展開を断続的に続けています。鹿屋航空基地も、そのようなことはないですか。	MQ-9の展開期間は、本年7月頃から1年間であり、我が国における運用が一時的なものであることを日米間で確認しています。 なお、米軍無人機グローバルホークの横田飛行場への一時展開については、2017年及び2019年から本年の各年にそれぞれ数か月間実施しておりますが、2017年の横田飛行場への一時展開については、三沢飛行場の滑走路改修工事を踏まえた暫定措置として行ったものです。2019年以降の横田飛行場への一時展開については、現下の安全保障環境を踏まえた地域における運用ニーズと、運用可能な機数等を踏まえ、安定的・効果的なグローバルホークの運用を最大限確保し、実効的なISR（情報収集、警戒監視、偵察）活動を継続的に行う観点から実施することとなったものであり、その時々的情勢に応じて展開先を決定しているものです。その旨については、地元自治体に対して説明を行ってきています。 いずれにしましても、MQ-9については、我が国における運用が一時的なものであることを日米間で確認しています。
Q18. 一時展開ということですが、操縦等に必要永久的な施設を作るのではないですか。	鹿屋航空基地内での一時的な施設の設置や工事が必要と考えていますが、米軍による操縦等に必要永久的な施設の建設は想定していません。また、基地外における施設の設置や工事は想定していません。

鹿屋市からの質問事項	防衛省からの回答
<p>Q19. 今回の一時展開で、鹿屋市への交付金がありますか。あるのなら、いくらになりますか。</p>	<p>防衛省としては、鹿屋航空基地が、MQ-9の一時展開先として適地であると考えています。一般論として、航空機の機種や機数に変更が生じる、あるいは航空機の離着陸回数が大きく変化する等といった防衛施設の運用状況の変化が生じた場合には、その変化を踏まえて対応することが必要であると考えています。例えば、鹿屋市にも交付している防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条の規定に基づく特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付額の算定に反映することも考えられます。</p> <p>いずれにせよ、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に際しては、防衛施設の面積や運用の実態、運用状況等を総合的に判断して適切に対応してまいります。</p>
<p>Q20. 鹿屋航空基地の運用に影響はないですか。</p>	<p>現地調査及びその後の日米間の検討を経て、鹿屋航空基地において、海上自衛隊の任務の遂行に影響を及ぼすことなく、MQ-9を安定的に運用することが可能であると評価しています。</p>
<p>Q21. 報道によるとMQ-9が7～8機が展開すると記載がありますが、なぜ、そんなに多くの機数が必要なのですか。</p>	<p>鹿屋航空基地には、8機のMQ-9が一時展開することを想定しています。</p> <p>周辺国による我が国に対する挑発的な行動や、現状変更を試みる行動を防止・抑制するためには、周辺国の艦艇・船舶などの特異な行動を見逃さないよう、重要海域について、継続的に情報収集を実施する態勢をとることが重要です。そのためには、MQ-9に限らず、情報収集活動に従事する機体については、例えば、現場で情報収集活動に従事している機体、現場に進出中の機体、基地で整備している機体など、複数の機体をセットとして運用することが必要です。</p>
<p>Q22. 一時展開による経済波及効果はどの程度期待できますか。 Q23. 一時展開による経済波及効果と米兵による犯罪などのリスクをどのように考えますか。</p>	<p>米軍関係者150～200名程度が1年間展開することになれば、展開する要員による消費行動等により、一定の経済効果が見込まれるものと考えています。</p> <p>また、米軍関係者は法を遵守し、我が国の平和と安定の維持及び日米同盟にコミットしていると理解していますが、他方で、米軍による事件・事故は、地域の方々に不安を与える、あってはならないものであり、防衛省としては、累次の機会を捉え、米側に対し、隊員教育、綱紀粛正や再発防止の徹底を図るよう申し入れてきているところです。地元の方々の信頼関係の構築がより一層図られるよう、日米間で協力して事件・事故の防止に取り組んでまいります。</p>
<p>Q24. 今回の無人機一時展開については、本年1月7日の2+2共同発表を基にしていること承知していますが、ほかに1月7日の2+2を基に国内で検討されている事案がありますか。</p>	<p>平成27年に策定された「日米防衛協力のための指針」において、平時において日米が協力を深めるべき分野として、共同の情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動が記載されているように（その他にも、例えば、平成31年4月の日米「2+2」共同発表ファクトシートにおいて共同ISR活動について記載）、日米両政府は、これまでも、情報収集態勢の強化に取り組んできました。</p> <p>最近における我が国周辺海空域における周辺国の活動の活発化により、日米両政府にとって、情報収集態勢の強化は、我が国の防衛上のますます深刻かつ喫緊の課題となっています。MQ-9の我が国への一時展開についても、情報収集態勢の強化策の一環として日米両政府が検討を行っているものです。情報収集態勢の強化を目的とするその他の日米両政府による取組としては、例えば、昨年夏、海洋における情報収集を任務とした米海軍無人機MQ-4の我が国（三沢飛行場）への初展開があります。MQ-4については、本年は岩国飛行場に一時展開される予定です。</p> <p>なお、本年1月7日に開催された日米「2+2」においては、「共同の情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動」を含む協力の深化に言及しつつ、日米両国による能力強化の必要性を確認していますが、これ</p>

鹿屋市からの質問事項

防衛省からの回答

によってMQ-9の一時展開についての検討が開始されたものではありません。

鹿屋市からの質問事項

防衛省からの回答

3. 市民の安全確保について

Q 1. MQ-9の過去10年間の年度ごとの事故発生の状況は、どうなっていますか。（件数、発生場所、内容、原因、発生後の日米の対応・改善策（防止策））

事故率とは、安全記録の一つの指標として使用されていますが、天候状況や操作ミスによる事故等もあることから、事故が発生した状況についても考慮すべきであり、事故率のみをもって機体の安全性を評価することは適当ではなく、あくまで目安の一つとして考えるべきものです。

その上で申し上げます、米公表資料によれば、米国会計年度における2012年度から2021年度までの10年間において、合計49件（年平均4.9件）のクラスA事故があったものと承知しています。

その上で、MQ-9の過去の事故・事案については、米軍の調査プロセスを通じ、飛行運用を改善している旨、米側から説明を受けています。

防衛省としては、米軍の運用に際しては、安全面の確保が大前提と考えており、これまでも累次の機会を捉え、米側に対し、地元への配慮と安全確保について申し入れを行っています。引き続き、安全面に最大限配慮するよう求めてまいります。

※ クラスA事故とは、被害総額が250万ドル以上（2009.10～2019.9の事故については200万ドル以上、それ以前の事故については100万ドル以上）、航空機の損壊、あるいは、死亡又は全身不随に至る障害もしくは職業に起因する病気を引き起こした事故のことを指します。

Q 2. 仮に鹿屋航空基地に一時展開した場合、MQ-9の飛行ルートはどのようになりますか。市街地上空を飛行しますか。

MQ-9の飛行ルートの詳細については、米軍の運用の詳細に関わることであり、お答えできないことを御理解いただきたいと思いますが、離着陸時又は運航上特に必要がない限り、出来るだけ市街地上空を飛行しない形で運用します。

また、MQ-9の我が国における運用に際して、飛行場の使用や運用の安全性確保の観点から調整を要する事項について、航空当局を含む日米関係当局で協議の上、運用上の手続を定める予定です。

これに従い、MQ-9は旅客機と同様に計器飛行方式（IFR）により航空管制の指示に従って航行することとなり、更に、有視界飛行方式で飛行する他の航空機に対して、航空情報として、MQ-9の飛行時間帯や場所等の必要な情報を提供することとなります。

いずれにしましても、防衛省としては、米軍の運用に際しては、安全面の確保が大前提と考えており、引き続き、米側に対し、安全面に最大限配慮するよう求めてまいります。

Q 3. MQ-9の具体的な騒音のレベルを、現在、鹿屋航空基地に配備されている航空機等と比較するなど、具体的は、どの程度ですか。（離着陸時、飛行時、地上でのエンジン稼働中）

MQ-9のエンジンは、小型単発民間航空機（いわゆるセスナ機など）に搭載されているものと同等であり、騒音についても同程度であると考えています。

また、MQ-9の騒音は、その派生型の機体で海上保安庁が実証実験を行ったMQ-9Bと同等です。MQ-9Bについては、離発着時に約120m上空を飛行している機体の地上での騒音が最大75デシベル程度であり、鹿屋航空基地で運用しているP-1哨戒機や民間旅客機（ボーイング737）と比較し、騒音は小さいです。

Q 4. 飛行中に異常が生じた場合のリスクの回避方法は、どのように行いますか。

MQ-9に限らず、米軍機の我が国における実際の運用に際しては、機体故障時を含め、安全な運用が確保されることが大前提です。

その上で、MQ-9は、安全を確保するため、航空制御を行うシステムについては、3重に及ぶフライトコントロールシステムを保持し、仮に一つのシステムが不調になっても、残りのシステムによって航空機の制御を維持することが可能です。

鹿屋市からの質問事項	防衛省からの回答
Q 5. 警戒監視のために機体から発する電磁波等は人体に影響はありませんか。	MQ-9の運用に伴い発せられる電磁波等について、民間人への危険はありません。
Q 6. 仮に鹿屋航空基地に一時展開した場合、鹿屋市が諸外国から軍事上の標的となることはないですか。	<p>一般論として申し上げれば、我が国における米軍のプレゼンスは、在日米軍を含む我が国への攻撃に対する抑止力になっているものと考えています。</p> <p>その上で、MQ-9を鹿屋航空基地に一時展開させることになり、海上自衛隊による活動と合わせ、周辺国の艦艇・船舶などの特異な行動を見逃さないようにするための態勢を強化することができれば、周辺国による我が国に対する挑発的な行動や、現状変更を試みる行動を防止・抑制することにもつながるものと考えています。</p> <p>このように、MQ-9の鹿屋航空基地への一時展開は、鹿屋航空基地を含む我が国の平和と安全に寄与するものであり、御理解賜れればと考えております。</p>
<p>Q 7. 仮に鹿屋航空基地に一時展開した場合、米軍の動向について</p> <p>Q 7-1 宿泊先はどこですか。民間に宿泊となった場合、何カ所に分散宿泊しますか。</p> <p>Q 7-2 市中に宿泊となった場合、市民とのトラブルが危惧されます。トラブルを未然に防止するため、鹿屋航空基地内の宿泊施設を拡充すべきではないですか。</p> <p>Q 7-3 市中に宿泊となった場合、基地への移動手段はどうなりますか。</p> <p>Q 7-4 宿泊先に関わらず、昼夜関係なく市中で自由に行動することになりますか。自家用車を使うのですか。行動制限はかけないのですか。行動をどのように把握しますか。</p>	<p>米軍関係者の滞在先については、現地調査を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展開する米軍関係者の規模や鹿屋航空基地におけるコロナ対策を考慮した上で、鹿屋航空基地において、米軍による一時展開に必要な要員に対する宿泊の提供はできないこと ・ 鹿屋市内の宿泊施設（ホテル）を調査し、一部ホテルの実際の部屋や、各ホテルの空き状況を確認した上で、鹿屋市内のホテルにおいて米軍による一時展開に必要な要員に対する宿泊の確保が可能であることを考慮して、米軍関係者は全員基地の外の宿泊施設に滞在することとしたいと考えています。なお、具体的な宿泊場所については、引き続き米側で検討しているものと承知しています。 <p>また、米軍関係者は、他の在日米軍基地における場合と同様に、公共交通機関、公用車両及びレンタカーを利用することが見込まれます。</p> <p>その上で申し上げます、米側は、MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される要員全てに対し、我が国の習慣や法律について教育を行うとともに、派遣中においても、事件・事故が発生することがないように徹底して管理するとしています。防衛省から米側に対しても、MQ-9の我が国への一時展開期間を通じ、規律やモラルを守った行動を継続的に求めていく考えです。</p>
Q 7-5 市中で事件・事故等を起こした場合、日米はどのように対応しますか。市民等に被害が生じた場合、日米はどのように補償しますか。	<p>米軍関係者による事件・事故は、地域の方々に不安を与える、あってはならないものであると認識しています。</p> <p>防衛省としては、事案の発生に際しては、日米両政府で緊密に連携し対応してまいります。例えば、事件・事故等が発生した場合に、地元自治体や米側と現場における速やかな調整・対応が確保できるよう態勢整備を行う予定です。</p> <p>なお、万が一、市民等に被害が生じた場合、米軍人等による公務上の事件・事故に係る補償手続は、日米地位協定第18条5の規定に基づき適切に処理することとなります。</p> <p>また、公務外の事件・事故に係る賠償については、原則として加害者が賠償責任を負い、当事者間の示談により解決を図ることとなりますが、示談が困難な場合、日米地位協定第18条6の規定に基づき適切に処理することとなります。</p>

鹿屋市からの質問事項	防衛省からの回答
Q7-6 新型コロナウイルス対策を具体的には、どのように行いますか。	<p>MQ-9の一時展開に伴い鹿屋航空基地に配置される米軍関係者は、施設・区域外において、周辺自治体が講じている措置に適切にしたがうなど、感染症対策に万全を期すことは当然と考えています。</p> <p>防衛省としては、地元の皆様の御意見も伺いながら、周辺自治体で取られている対策に沿った形で、米側も対策を行うよう求めていきます。</p>
Q8. 米軍は、事件事故を起こしても住民の立場で考えません。沖縄をはじめ、他の地域で起こっているトラブルについて、どう考えますか。	<p>米軍による事件・事故は、地域の方々に不安を与える、あってはならないものであり、防衛省としては、累次の機会を捉え、米側に対し、隊員教育、綱紀粛正や再発防止の徹底を図るよう申し入れてきているところです。</p> <p>日米同盟の強化、あるいは在日米軍の安定的な駐留には、地元の御理解と御協力が大前提であり、地元の方々との信頼関係の構築がより一層図られるよう、日米両政府間で協力して事件・事故の防止に取り組んでまいります。</p>
Q9. 今回の一時展開部隊は、日本の風俗習慣や交通事情などを十分に理解し、尊重、遵守する部隊なのですか。	<p>米側は、MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される要員全てに対し、我が国の習慣や法律について教育を行うとともに、派遣中においても、事件・事故が発生することがないように徹底して管理するとしています。防衛省から米側に対しても、MQ-9の我が国への一時展開期間を通じ、規律やモラルを守った行動を継続的に求めていく考えです。</p>
Q10. 基地外に生活する米軍は、本国では護身用に銃の所持を認められているようですが、日本で所持することは無いのですか。	<p>米軍関係者は、米本土や世界のその他の施設を含め、軍施設内で護身用の武器を所持することは認められておりません。また、MQ-9が我が国に一時展開することになった場合、これに伴い我が国に派遣される米軍関係者が個人用の武器を所持することはありません。</p>
Q11. 医療については、米軍基地へ移送するとのことですが、それまでの応急措置は市内の病院で行うのですか。もし、そうであれば薬の量など、体格の違いで同じ処方でも病状に影響がある可能性があるのではないですか。	<p>MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍関係者の医療について、軽度の病気や負傷については米軍の衛生兵が手当するものの、衛生兵が対応できない場合には鹿屋航空基地周辺の医療機関を利用することも想定されます。</p> <p>なお、一時展開期間中に、米軍関係者から新型コロナウイルスの感染が疑われる体調不良者が確認された場合、当該体調不良者及びその濃厚接触者は、米軍の輸送手段により鹿屋航空基地外の米軍施設に搬送することを想定しています。</p>
Q12. 米軍及び米軍関係者が事件・事故を起こした場合、日米地位協定により日本の警察の介入や裁判権が及ばないのですが、日米地位協定の見直しを行うべきではないのですか。	<p>日米地位協定は、大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて、効果的に、かつ、機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきています。そのような取組を積み上げるにより、日米地位協定のあるべき姿を不断に追求していく考えです。</p>

鹿屋市からの質問事項

防衛省からの回答

4. MQ-9について

- Q 1. 具体的な性能等を教えてください。
- ・ 飛行性能（速度、航続時間、航続距離、最大高度、飛行可能な天候）
 - ・ 機能（具体的な警戒監視能力、警戒監視以外の機能）
 - ・ その他（機体の長さ・重量、動力（燃料）、価格）

MQ-9は、米空軍が運用する多目的無人機です。公開情報によると、運用速度は1時間に333km、航続距離は8,519km、滞空時間は32時間、最大運用高度は1万5,240mです。MQ-9は全天候機ですが、極度の荒天時には運用に影響が及ぶ場合があります。

MQ-9は、可視、赤外線、合成開口レーダー等のセンサーによって情報収集を行います。なお、MQ-9は、武器を搭載することも可能な機体ですが、今般、我が国への展開を検討しているMQ-9については、あくまで情報収集を目的としており、武器は搭載しません。

大きさについては、B737旅客機、グローバルホーク、海上自衛隊P-1哨戒機と比べ、半分程度（※）です。最大離陸重量は4.76トンです。燃料は、Jet A-1といった民間航空機にも使用される燃料などを使用します。米空軍ウェブサイトによれば、機体4機及びセンサー、地上管制ステーション、衛星リンク込みの価格で5,650万ドル（2011年度）です。

※ 全幅20.12m、全長10.97m、全高3.81m

- Q 2. 操縦は具体的にどのように行うのですか。
- ・ 機体1機の操縦に必要な人数及び隊員の具体的な役割
 - ・ 操縦者と機体の距離（遠隔操縦の範囲）
 - ・ 運行中の機体の現在地・作動状況の把握方法 等

MQ-9が鹿屋航空基地に一時展開する際には、これまで国内に展開していた他の米軍無人機と同様に、離着陸時は展開先（今回においては鹿屋航空基地）に設置される、機体の操縦を行うための設備から、また、離陸後の上昇により十分な高度に至った後は米本土にある施設から、それぞれ米軍のパイロットが操縦します。なお、米公表資料によると、MQ-9のクルーはパイロット及びセンサー運用者の2名からなります。

- Q 3. 整備はどのように行うのですか。（機体1機の整備に必要な人数及び隊員の具体的な役割 等）

MQ-9については、鹿屋航空基地内で整備を行います。その詳細については、MQ-9の運用の詳細に関わる内容であるため、お答えできないことを御理解ください。

- Q 4. 警戒監視用に攻撃機能を持たせることは可能ですか。
Q 6. 状況によっては、MQ-9が攻撃型になる可能性がありますか。また、どういう場合に攻撃型になりますか。

今般、我が国への一時展開を検討しているMQ-9は、あくまで海洋における情報収集を任務としており、そのための形態に変更されています。武器を搭載することはなく、攻撃任務を実施することはできません。

このような形態の変更には相当の時間を要するものであり、我が国への展開期間中に、機体の仕様を変更することはできないことを米側にも確認しています。

- Q 5. MQ-9の名前の由来は何ですか。

米国防省の命名法によると、「MQ-9」の「M」は多用途機であること、「Q」は無人機であることを指しており、また、「9」は米軍が採用した9機種目の無人機であることを指しています。

- Q 7. 2月9日の説明時に、MQ-9の騒音は、120メートル離れたところで最大75デシベル程度と説明がありました。それは、離着陸時の音ですか。高度何メートルの音ですか。なぜ120メートル離れた場所なのですか。75デシベルとは日常生活では、どのくらいの程度の音ですか。

海上保安庁が実証実験を行った際の説明によりますと、MQ-9の派生型であるMQ-9Bの騒音は、離着陸時に約120m上空を飛行している機体の地上での騒音は最大75デシベル程度です。これは、街路沿いの住宅街と同等程度の音です。

鹿屋市からの質問事項

防衛省からの回答